

別紙1. 土地利用等条件

(1) 建物解体条件

- ① この土地の上に存するすべての建物及び工作物（以下「本件建物等」という。）を所有者移転の日から1年以内に解体撤去を完了すること。
- ② この土地の引渡日から解体工事完了日まで、本件建物等の管理をすること。本件建物等管理に関する一切の経費は買主の負担とする。

(2) 公序良俗に反する使用の禁止

- ① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- ② 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。
- ④ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に①④の内容を遵守させなければならないこと。

(3) 実地調査等

(1) について、本市において必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買主には協力義務がある。

(4) 違約金

(1) または (2) の特約に違反したときは売買代金の3割、(3) の特約に違反したときは売買代金の1割を違約金として松浦市に支払わなければならない。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数代金は切り捨てるものとします。